



2024（令和6）年6月4日

地方消費者行政に対する国の財政措置のさらなる強化を求めます

全国消費者行政ウォッチねっと

国は、平成29年度以降、地方自治体に対し、地方消費者行政推進交付金を通じて、消費生活相談窓口の充実強化等に活用できる財政措置を講じてきました。同交付金はその後地方消費者行政強化交付金のなかの地方消費者行政推進事業として引き続き地方消費者行政の充実強化のために活用されてきました。

こうした国による「呼び水」としての財政措置の結果、地方の消費者行政予算（広義）における自主財源の額は一定程度増加してきました。すなわち平成28年度では約117億円であった地方の自主財源が令和5年度においては約161億円に増加し、交付金と合わせた地方消費者行政予算全体の額も、約174億円から約193億円へと増加しています。

他方で、国から地方への普通交付税の算出根拠となっている地方消費者行政予算の地方交付税措置の令和5年度の金額は259億円であり、実際の自主財源額とはいまなお大きな隔たりがあります。また、同年度において、消費者行政予算そのものがない自治体が164、自主財源のない自治体が224あり、その多くが人口2万人未満の小規模自治体です。

このように、国によるこれまでの財政措置は、一応の成果を挙げつつも、まだまだ十分な効果を上げているとは言いがたい状況にあります。

ところが現在の地方消費者行政推進事業は、令和9年度ですべて終了することとなっており、その後自治体負担のない定額補助での財政支援措置のめどは立っていないとのことです。

このままでは同推進事業の終了により、財政力の弱い小規模自治体を中心として、消費生活相談窓口の廃止・縮小等が行われるなどして、地方消費者行政が後退する可能性があります。

我が国全体の消費者トラブルは、いまなお相談件数の高止まりが続くとともに、高額・悪質な消費者被害も増えています。被害が生じた場合には適切・迅速に救済される等の消費者の権利の実現もいまだ不十分ななかで、地方消費者行政の後退につながりかねない、国による財政支援の打ち切りは許されません。

さらに、消費生活相談のDX化やPIO-NET刷新によって、消費生活相談業務の在り方も大きく変わりつつあり、これに伴う国と地方の財政負担の在り方についても改めて検討すべき時期に来ています。

現在刷新作業が進められている PIO-NET システムに入力される情報は、地方自治体が自ら募集・雇用した専門性の高い消費生活相談員が、相談者の提供する未整理な情報を、幅広い消費者法の知識やヒアリング技術を駆使しつつ時間をかけて聞き取り、整理・分析したものです。また、そもそも地元の消費者がその消費生活相談窓口
に相談にくるのも、地方自治体が多くの手間をかけて窓口の広報を行った結果であり、この意味でも多大なコストがかけられた貴重な情報だと言えます。

国はこれまで、こうした極めて高価値の情報を無償で利用してきましたが、PIO-NET 刷新でさらに PIO-NET の汎用性が高まるこの機会に、本来の「情報の価値」に見合った対価の支払いを国として検討する必要があると考えます。

以上の状況をふまえ、私たちは、地方消費者行政に対する国の財政措置をさらに強化するべく、以下の通り要望します。

- 1 地方の消費生活相談窓口から集まってくる PIO-NET 情報を国全体の施策に活用している現状を直視し、PIO-NET に入力される情報の収集・分析・入力等に係る経費を国が恒常的に負担する制度を検討すること。その際、PIO-NET に入力される「情報の価値」を正當に評価すること。
- 2 1 の国の経費負担が確定するとともに、地方の自主財源率が相当程度向上するまでの間、従来の地方消費者行政推進事業と同趣旨の予算措置（補助率10分の10）を継続すること。さらに、推進事業或いはこれと同趣旨の予算措置の終了に伴い、財政力の弱い小規模自治体において消費者行政の後退が懸念されることから、これについて特段の措置を講じること。
- 3 消費生活相談のDX化や PIO-NET 刷新にあたり、地方の消費生活相談窓口の実状や地方自治体の意見を十分反映させ、決して消費者行政の後退につながらないよう丁寧な施策の推進を図ること。また、制度改正に伴う備品や人材育成等のコストは基本的に国が負担すること。

以上

ⁱ 消費者庁 地方消費者行政の現況「令和5年度 地方消費者行政の現況調査」より